

## 委託業務仕様書

### 1. 業務名

特定健診受診率向上に向けた仕組みづくり業務

### 2. 趣旨

本業務は、京都府の特定健康診査の受診率向上を図ることを目的としている。

本府は特定健診受診率（平成27年度）が全保険者46.1%、市町村国保32.0%と全国平均を下回っており、未受診者への受診勧奨を各保険者にて実施するも、受診率の伸びは低迷している。未受診者の受診しない理由も様々（費用、面倒くさい、時間がない、結果が怖い等）であり、従来の未受診者対策では受診率の大幅な向上は困難な状況にある。

そこで、各市町村が地域の課題（未受診者の特性）に応じた受診勧奨を実施できるような仕組みづくりを委託するものである。

### 3. 業務内容

#### （1） 受ける気になる仕組みづくり

未受診者が受診しない理由は様々（費用、面倒くさい、時間がない、結果が怖い等）なので、住民の特徴に応じた受診勧奨方法が必要である。

#### （ア） 健診未受診者の特性に応じた受診勧奨方法の検討

京都府が提供する市町村・性別・年代別の受診率を基に、府内の状況を分析し、健診未受診者の特性に応じたパターン分類方法及びパターン別受診勧奨方法を検討する。

#### （イ） 健診未受診者に対する受診勧奨資材の開発（活用方法～結果評価方法まで）

上記の勧奨方法検討結果を踏まえ、未受診者向け勧奨資材を開発し京都府へ提供する。市町村が勧奨資材を活用する際にかかる費用一覧並びに効果的な資材の活用方法（タイミングや通知方法）と資材を使った成果物の評価方法についても提示する。

#### （ウ） 市町村指導

平成30年10月～11月前半に、市町村向け説明会を2日程度で実施する。説明会の内容は①平成31年度に向けた勧奨資材・HP 活用方法の説明（対象：全市町村）②市町村別の現状ヒアリング及び指導（対象：13市町村を予定）とする。説明会には本府の担当者も同席する。

(2) 受け方がわかる環境整備

健康診査情報が伝わりにくいことが課題なため、健診情報を一元的化し、ホームページで自身が受診可能な健診受託医療機関や健診会場を随時検索できるようにする必要がある。

(ア) 受診可能な健診受託医療機関や健診会場を検索できるホームページの作成

ホームページの仕様を検討し、デザイン及びコーディング（HTML、CSS等を使用した文字列の作成）する。今後更新が必要な箇所と不要箇所については、本府の職員と打合せの上決定する。なお、ドメインは京都府のものを使用することとする。

<機能要件>

- ・「JIS X8341-3:2016」に準拠し、ウェブアクセシビリティに配慮すること
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット等、様々な端末のブラウザで閲覧可能であること

<受診者本人が入力もしくは選択する情報>

年齢、性別、受診しやすい地域、加入保険 等

<得られる健康診査情報>

会場、日程、予約方法、費用 等

(イ) 職員による掲載情報の修正が可能であること。

4. 業務委託期間

契約締結日～平成31年3月29日（金）

5. 成果物の提出及び帰属について

受託者は、本業務の趣旨に基づき、次のとおり成果物を作成し、京都府へ提出すること。なお、提出形式等は別途協議の上、決定するものとする。

(1) 受ける気になる仕組みづくり

(ア) 健診未受診者の特性に応じた受診勧奨方法の検討

- ・未受診者のパターン分類方法、パターン別受診勧奨方法資料

(イ) 健診未受診者に対する受診勧奨資材の開発

- ・未受診者向け受診勧奨資材
- ・市町村が資材を活用する際にかかる費用一覧 ※1
- ・資材の活用方法がわかる資料 ※1
- ・資材を用いた結果に対する評価方法がわかる資料

※1については、平成30年10月～11月前半に実施する市町村向け説明会で提示すること。

(2) 受け方がわかる環境整備

(ア) 受診可能な健診受託医療機関や健診会場を検索できるホームページの作成

- ・コーディングしたデータ

(イ) 職員による掲載情報の修正が可能であること

- ・ホームページの更新方法がわかる資料

受託者は、京都府の担当職員と十分な事前調整の上、検討経過等が明らかになるように努めるとともに、当事業において得られた成果物を今後も継続的に有効活用できるよう整理すること。

なお、成果物は、集計結果や分析結果などの中間生成物を含め全て京都府に帰属するものとする。また、受託者は、業務中に知り得た内容について、第三者に情報を漏らさないこと。

6. 留意事項

受託者は、京都府が提供する本業務に用いるデータを取り扱うにあたり、作業場所及び作業に使用するコンピュータについて、以下の点に十分留意すること。

- ▶ 施錠可能な利用場所に限定して利用しそれ以外への持ち出しを禁止する。また、利用場所に立ち入る者をチェックすること。
- ▶ 使用するコンピュータはスタンドアロンで運用し（外部ネットワークとは物理的に接続していない）、ワイヤーロック等で物理的に持ち出しを禁止するとともに ID・パスワードの設定によりアクセス制限を行い、アンチウイルスソフト（ウイルスバスター：TrendMicro）を導入、最新のセキュリティパッチの適用などのセキュリティホール対策、スクリーンロック等の漏洩防止等の措置を講じること。
- ▶ 中間生成物は全て USB メモリーに格納しその他の記憶装置には一切の情報の蓄積を行わないこと。これらの情報を利用しないときは、当該 USB メモリーをコンピュータから外し、施錠可能な利用場所内のキャビネット内で施錠して厳重に保管すること。
- ▶ 調査票情報（転写 CD-R）並びに分析及び集計に用いた中間生成物についても、当該目的以外に利用しないこととし、利用場所内の施錠可能なキャビネット内で施錠して厳重に保管すること。利用終了後直ちに、転写 CD-R は裁断、USB メモリーからは消去すること。

7. 再委託について

受託者は、本業務の全てを第三者に委託、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託、又は請け負わせる場合は書面により京都府に予め申請し、承諾を得なければならない。

8. その他

- (1) 委託業務の進捗状況及び内容確認を行うため、毎月業務打ち合わせを実施すること。
- (2) 契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、京都府と協議して決定するものとする。